

グロッサリー・データベースのコンテンツ充実 の試み

—女性・ジェンダー史の視点から

河合 佐知子

I. はじめに

ジャパン・メモリー・プロジェクトの一環として、東京大学史料編纂所がグロッサリー・データベース (On-line Glossary of Japanese Historical Terms) の作成・管理に携わってからもう19年になる。このデータベースを基に作られたオンラインツールが応答型翻訳支援システムである。これらの作成過程については、2000-2003年度の前近代日本の史料遺産プロジェクト研究集会報告集に詳しいので是非参照してほしい¹。本稿では、その意義や役割について再確認し、女性・ジェンダーに関わる用語の対訳語を検討することを通して、コンテンツを充実させ、システムをアップデートすることの重要性を示したい。

まず、グロッサリー・データベースの意義として、史料・研究用語の読みや対訳語の検索を可能にし、それが選ばれた理由や解説も提供するという点が挙げられる。また、新たな一次史料の翻訳、英仏独語での研究報告や論文の執筆といった、国際的学術交流の場での発信活動を支える意味でも重要な役割を担っている。つまり、世界各国の日本史学界における綿密な分析を基に作り出されてきた対訳語を一箇所に集め発信するこの試みは、日本史史料の理解と解釈の共有を促し、今までの研究成果を次世代へ伝達していくことに繋がるだろう。

データベース登録語数は2006年の時点で25,000件に達し、史料の翻訳作業サポートツールとして、海外における日本史教育・研究の発展に貢献してきた。しかし、その後は大規模な整備・改善がなされておらず、新たな研究成果を反映しきれていないという問題が起こっている。このシステムの可能性を維持・更新していくためにも、定期的な整備・改善作業は不可欠である。そこで2017年より英語の対訳語に焦点を当て、グロッサリーの改良作業が日本と欧米の学者の連携を通して開始され、まだ未登録の研究書の対訳語追加のみならず、北アメリカでの学会報告や一次史料の英訳活動の成果も組み入れ、コンテンツの拡大を図ることとなった。

コンテンツの充実化に関わる課題の一つに、女性史・ジェンダー史の発展を反映させるという

¹ 『前近代日本の史料遺産プロジェクト研究集会報告集』2001年及び同報告集2003年所収のJoan Piggott 「Troubles with “Naming (i.e. Translating) and a Proposal for a Super Glossary」・Ineke Van Put & 若林晴子 「JMP歴史用語グロッサリーの現状と課題」・「前近代日本史用語グロッサリーと翻訳の諸問題」等を参照。

点がある。欧米の史学界では1970年代から、男性を中心に組み立てられがちだった通説・定説に対する批判を受けて、今まで見落とされてきた歴史上の女性を「発掘」と共に、女性を視野に入れて様々な事象の歴史的考察を深めることで、従来のメガ・ナラティブを見直そうとする動きが盛んになった。日本でも1980年代頃から、政治・文化・労働・宗教・家族史をはじめとする多分野において、女性の歴史上の役割や地位の変化等についての研究が進められた。その後、1990年代頃からは、世界の人文の諸分野において、女性に限らず、男性及びその他の性も含む「ジェンダー」に注目する必要が指摘されてくる。ジェンダーは、人種・経済的地位・年齢・配偶者の有無等の多様な社会的要因と絡み合っており、その考察を深めることで、より複雑な力関係を理解することができる。前近代日本史においても、ジェンダーは有意義な分析手段と言えよう。

そういったグロッサリーの改良作業の一環として、2017年12月と2018年3月に、東京大学史料編纂所においてグロッサリー改良のためのミーティングが開かれた。本稿では、そこでの報告及び話し合いの結果を基に、今までの対訳語の問題点とその解決案を実例を挙げながら示したい。特に、過去20年余りの間に日本の歴史学界で著しく進展してきた女性史・ジェンダー史の成果を取り入れつつデータベースの充実化を計ることを目指して、平安～鎌倉期天皇家におけるジェンダー差・婚姻制度・儀式等に関わる用語の英訳を検討することにする。

Ⅱ. 対訳語をめぐる検討実践—「女院」を事例に—

ここで「女院」を取り上げるのは、1980年代以降の日本における女性史・ジェンダー史研究の進展に、女院研究が大きく寄与してきたためである。女院という称号は日本独特のものであり、特に初期の女院は母后として、中世前期の政治体制に大きく関与したと言える。また、荘園経営や仏事の継続においても女院が大きな役割を果たしたことから、政治・経済・宗教と他分野に渡って女院を扱った研究は多い²。後の項でも取り上げる天皇の母やキサキの役割を考察する上でも、女院というトピックは注目に値する。

しかし、退位した帝である「院」に比べ、「女院」の属性は多岐に渡り、英語圏にその多義性を精確に伝えることは難しい。そこでまず、「女院」の英訳に焦点を当て、翻訳という作業の難しさを伝えると共に、対訳語の慎重な検討の重要性について示したい。

女院とは、『日本国語大辞典』（以下「日国」）では「朝廷から『院』または『門院』の称号を

² いくつか重要な関係文献を例として提示したい。まず、女院に関する研究史については、野村育世『家族史としての女院論』（校倉書房、2006年）や高松百香「女院の成立と展開—ジェンダーの視点から」（『メトロポリタン史学』9、2013年）にまとめられている。また、女院領と仏事及び女院の人的ネットワークについての研究は、石井進「源平騒乱期の八条院荘園—八条院文書を手がかりに」（『中世の人と政治』、吉川弘文館、1988年）、五味文彦「八条院をめぐる諸権門」（『日本中世政治社会の研究』、続群書類従完成会、1991年）、伴瀬明美「院政期～鎌倉期における女院領について—中世前期の王家の在り方とその変化」（『日本史研究』374、1993年）、野口華世「安嘉門院と女院領荘園」（『日本史研究』456、2000年）及び同著者「研究動向『御料地史稿』と王家領研究—女院領の研究史理解のために」（『歴史学研究』819、2006年）、布谷陽子「宣陽門院領伝領の一側面—宣陽門院領目録の検討を通じて」（『歴史』100、2003年）等を参照。撰関家女院及び国母・准母としての女院の研究は、高松百香「院政期撰関家と上東門院故実」（『日本史研究』513、2005年）、栗山圭子「准母立后制にみる中世前期の王家」（『日本史研究』465、2001年）及び同著者「二人の国母—建春門院滋子と建礼門院徳子」（『文学』3-4、2002年）、山田彩紀子『中世前期女性院宮の研究』（思文閣出版、2010年）等を参照。

与えられた女性」、『国史大辞典』（以下「国史」）では「天皇の母后をはじめ、太皇太后以下の三后、内親王、女御などの院号を宣賜された者の総称」と定義される。

正暦2年(991)に夫の円融上皇に先立たれた藤原詮子が出家し、息子一条天皇の宣下によって、女院となったのが始まりである。出家に伴ったことは事実であるが、この最初の女院誕生の背景には、母后が幼い一条天皇を支え得る権威を持つ必要があったという政治的要素も存在したと考えられる。『栄花物語』には「おりみの帝になぞらえて」、また『大鏡』には「太上天皇とひとしきくらゐにて東三条の院ときこえさせ給き」と表現されており、女院は男院（史料用語ではないが女院と区別するため便宜上用いる）に匹敵するステータスをもつ存在と当時の人々が期待又は認識していたことが分かる。

しかし、実際に女院が受けた待遇はどうだったのであろうか。『拾芥抄』や『簾中抄』には、院庁組織には隨身所と武者所が設置されるが、女院庁には置かないことが規定されている。また、后位を降りても、年官・年爵や封戸等は元の様に保証されたとされるが（『日本紀略』）、抑も天皇と皇后の待遇に差があったため、女院に与えられた権利は男院よりも若干劣る傾向にあったと言える。つまり、女院の位を男院のそれに准えるも、若干不平等な位置に定めるところに、ジェンダー差の再形成が窺えるのである。

その後、女院宣下を受けた上東門院や陽明門院にも見られる様に、女院号は后位にある天皇の生母に与えられた。しかし、後には二条院のように国母でなくても女院号が与えられるようになり、やがて不婚内親王であっても女院となる例が出てくる。例えば、郁芳門院は、不婚であったが堀河天皇准母として后位に登り、寛治7年(1093)に退位して、女院号宣下を受けた。応保元年(1161)に、二条天皇准母として女院号宣下を受けた八条院もまた不婚内親王であったが、彼女は立后を経ずに女院になる先例を開いた。同じく不婚内親王の宣陽門院は、天皇の准母でもなく、准三宮という地位で建久2年(1191)に女院となった。

女院についての研究は日本で1990年代から盛んになってきたが、英語圏ではまだ限られており、中世の上皇としての「院」、つまり男院に比べ、「女院」の対訳語は少ない。現在グロッサリー・データベースに入力されているのは「Imperial Lady」の一つである³。この語は、大文字で始まるので特別なグループを指すことを示唆している。しかし、意味的には「皇族女性」の域を出ず、皇妃も皇女も「Imperial Lady」と言えるので曖昧かもしれない。

また、拙稿では、女院を「retired queen-consort」という対訳語を提案したが、下に述べる様にこれにも問題がある⁴。まず「retired queen-consort」を選んだ理由を説明する。『オックスフォード英語辞典』（以下「OED」）によると、「consort」の定義には「配偶者・婚姻関係にある者」があり、その用例として「queen-consort」が挙げられる。「queen-consort」は（天皇の）配偶者で后位についている者、つまり皇后を指すと言える。この訳を基に、天皇譲位後の称という意味で院をretired sovereign又はretired monarchと英訳することが北アメリカをはじめ英語圏の学界では定着していることから、后位を退く（retired）という意味で、女院をretired queen-consortとしたのである。

³ William H. McCullough and Helen Graig McCullough, *A Tale of Flowering Fortunes: Annals of Japanese Aristocratic Life in the Heian Period*, 2 vols. (Stanford: Stanford University Press, 1980).

⁴ Sachiko Kawai, "Dissertation: Power of the Purse: Estates and the Religio-Political Influence of Japanese Royal Women—1100-1300" (University of Southern California, 2015).

しかし、先程触れた様に、女院にも色々なタイプがあり、この訳では包含しきれない。そこで、女院を以下のタイプに分け、retired queen-consortという対訳語がそれぞれに当てはまるか考察してみる。

* ()には歴史上の女院の例を示す。記号の意味は以下の通りである。

○：当てはまる ×：当てはまらない △：場合によっては当てはまる

- a. 母后、つまり皇后・皇太后・又は太皇太后（三后）についている天皇生母が后位を降りて女院になった場合。
(東三条院、上東門院、陽明門院、待賢門院、美福門院、建春門院等) →○
- b. 天皇生母ではないが后位についており、その位を降りて女院になった場合。
(二条院、高陽院、皇嘉門院等) →○
- c. 天皇生母であるが、后位につかずに院号宣下を受けた場合。天皇生母という立場はクリアしており、准后にはなっているが、意味としては当てはまらない。
(七条院、承明門院、修明門院等) →×
- d. 不婚内親王が天皇の准母として后位につき、その位を降りて女院になった場合。后位から退いたタイプの不婚内親王女院は、論理的にはretired queen-consortと呼べるが問題が残る。「consort」には配偶者という意味があり、「queen-consort」を使うと天皇の妻であったという誤解を招く恐れがあるからである⁵。
(郁芳門院、上西門院、殷富門院等) →△
- e. 不婚内親王が（例え准后になっけていても）后位につかずに女院になった場合。
(八条院、宣陽門院等) →×

つまり、「retired queen-consort」という対訳語はaとbのタイプには当てはまるが、それ以外には上記の様な問題を伴う。今回のミーティングでは、女院号宣下を受ける対象が拡大したという事実を踏まえ、より包括的な対訳語が必要だということを前提に話し合い、いくつか候補を出した。

一つは、「retired female royal」(位を降りた又は引退した皇族女性)である。「天皇の配偶者で后位にある」という意味合いを除き、cやdにも当てはまりそうだが、「retired」=「引退した」というニュアンスから、宮廷社会や政治的活動から退いたという印象を与えがちである。しかし、女院になっても（または女院号を得たからこそ）、政治・経済・宗教・文化面で影響力を持った女性は数多くいるので、対訳語のイメージと現実の状況とのズレが懸念される。

では、「royal matriarch」はどうか。「OED」では家父長 (patriarch) の女性バージョンとして「matriarch」を挙げ、女家長・女族長 (A woman who is the head of a family, household, or tribe) 又は尊敬すべき年長の女性 (a venerable old woman) と定義している。確かに、女院になって一条天皇を支えた東三条院や、保元の乱前後の後白河・二条天皇親子を支えた美福門院等には、彼女らの人生の中でこの対訳語が当てはまる時期があったかもしれない。しかし、十代で女院に

⁵ 「OED」は、consortの定義と用例として「A partner in wedded or parental relations; a husband or wife, a spouse. Used in collocation with some titles, as queen-consort, the wife of a king」を挙げている。

なって早逝した春華門院をはじめ、女家長的役割を担わなかった女院も存在し、この対訳語にも問題がある。

そこで、もう一つの候補として挙げたのが、「premier royal lady」である。「OED」は形容詞としてのpremierに、「最も地位やランクが高い、一流の」という意味を与えている。女院になることによって、皇族女性の中でもトップクラスに位置付けられ、独立した家政機関を設立したり、封戸や年官等の特権を受けたりすることを考えると、premier royal ladyはより包括的で微妙なニュアンスも伝えうる訳語ではないかと思う。歴史上個々の女院の政治的影響力や家族内の役割の差異、またライフサイクル上の変化はあったとしても、特権を与える地位としての女院の意味はこの対訳語で表現できる。固有名詞を付ける場合は大文字で、Premier Royal Lady Jōtōmon（上東門院）、Premier Royal Lady Sen'yōmon（宣陽門院）等とする。

もちろん、この対訳語でも、曖昧さは否めず、完璧ではない。今後もより良い対訳語を模索していく姿勢は大事である。また、一つの訳に絞ることなく、当てはまるタイプの女院には、retired queen-consortを使用するのも一策であろう。

Ⅲ. その他の検討語

次に今回のミーティングで取り上げた対訳語について紹介する。各用語毎に効果的に提示するため、以下の様な項目を設けた。

- ① 日本語辞書・辞典での定義
- ② 現在のグロッサリー・データベースの対訳語とその問題点
- ③ 今回決定した対訳語及びそれを選んだ理由。なお残る問題点等

1. 皇子女関係

今回の議論では、天皇の子孫に関する対訳語が多く取り上げられた。研究用語である総称としての皇子女は「royal offspring」とし、性別を明らかにする場合は、「royal son」又は「royal daughter」とした。しかし、皇子女の中にも様々な差異があり、それを的確に示す対訳語が必要である。まず最初に、親王・内親王について考えたい。

1) 親王・内親王

①「国史」によると、「親王」は中国隋唐の制を基にして定められた皇族の称号の一種で、『大宝令』（継嗣令）では、天皇の兄弟姉妹・皇子女を指す。また、親王の称はジェンダーの区別なく用いられたのに対し、女子については「内親王」とする称があらわれた。これは中国に出典がなく、日本の独自性を示すものである。また、淳仁天皇の天平宝字3年（759）を始まりに、次第に親王宣下を受けた者だけが親王となっていく。さらに親王の範囲も変化し、二世王以下であっても、天皇の養子・猶子として親王宣下を受ける例が出てくる。こういった変化を念頭においた訳が必要である。

②「親王」の対訳語には、「his highness」・「prince」・「imperial prince」・「prince of the blood」等があり、「内親王」においては、「princess」と「princess of the blood」が挙げられる。しかし、his / her highnessという表現は天皇や后妃その他皇族にも使えるために適切でない。また、prince

やprincessという訳は余りにも漠然としており、例えそれらにimperial又はroyalを付けても意味の精密さに欠ける。「～of the blood」という表現は血統の大切さを示す点で限定されるが、平安期に親王・内親王が宣下を受けた者に限られてくることを考慮すると、やはり検討が必要である。

③親王宣下を必要とする時期においては、「titled prince」・「titled princess」が望ましい。宣下を受ける、つまり法的な手続きを経て与えられた地位という点を明確にするためである。また、固有名詞と共に用いる場合は各語を大文字で始めることとした。例えば、「媯子内親王」の訳は「Titled Princess Teishi」となる。

2) 王・王女

①「日国」によると、「王女」は「おおきみおんな」と読む場合には「天皇の娘」を意味する。しかし、「おうじょ」と読んだ場合の定義に、「天皇・皇帝の子には『皇女』を、王の子には『王女』をあてるのが普通」という説明がある。

②「王女」には英語の対訳語がなかったが、「王」は「prince」と訳されていた。では、それに合わせると王女は「princess」となりそうだが、貴族の娘である「姫」をprincessと訳すこともあり混乱を招くので、「royal」等の修飾語をprincessに付けるべきだという案もある。しかし、princessは（princeも同様に）その語自体に王族という意味が含まれているので、royalを付けると意味が重複してしまい、冗長の感は免れない。

③貴族の娘の方を、「noble daughter」又は「aristocratic daughter」とし、王女の対訳語を「princess」、王は「prince」とする。

これに加え、もし親王・内親王を「titled prince / princess」と訳するのであれば、今まで親王・内親王の訳とされてきた「～of the blood」という表現が皇子・皇女に使えるかもしれない。今後検討すべき点であろう。

3) 二世の王・王女

①「日国」等の辞書には「二世王」という項目がないが、三世王は「天皇の曾孫」、四世王は「天皇から四世にあたる子孫」としており、二世王は天皇から二世にあたる子孫を指すと言える。

②二世王は「a royal of the second generation」⁶。二世王という史料用語は、男性・女性どちらにも使われたが、区別が必要な場合もある。

③ジェンダー的修飾語をつけて区別する場合は、男性は「a male royal of the second generation」（〔天皇から見て〕第2世代目の男性王族）又は「a grand son of a sovereign」（天皇の男性の孫）となり、女性は「a female royal of the second generation」（〔天皇から見て〕第2世代目の女性王族）又は「a grand daughter of a sovereign」（天皇の女性の孫）とすることができる。

4) 法親王

①「日国」は「法親王」を「出家後、親王を賜った皇子」と定義する。「国史」によると、白河

⁶ Yoshie Akiko, Ijūin Yōko, and Joan R. Piggott, "Gender in the Japanese Administrative Code: Part 1: Laws on Residence Units," *Teikyo Journal of History* 28 (2013); Ijūin Yōko, Yoshie Akiko, and Joan R. Piggott, "Gender in the Japanese Administrative Code: Part 2: Laws on Officials in the Back Palace (1)," *Journal of the Historical Association of Senshu University* 55 (2013).

天皇皇子覚行が康和元年（1099）に落飾後に親王になり法親王と称されて以来、「特に出家後に親王となった皇族」を指すようになったという。しかし、牛山佳幸は、覚行の師の性信（師明）親王が事実上の法親王初例であった可能性を指摘する。そして、その他実例を基にその定義を再検討し、「法親王」とは出家後もそのまま親王の身分（品位）を維持し、僧綱への出世階梯を歩む（つまり、本格的な僧侶であるとともに、遁世しない）人であると述べる⁷。

②文学・宗教の分野では「dharma prince」という対訳語が使われてきたが、「dharma」=「仏法」の「prince」=「王」という意味になり、天皇の血族という属性が伝わらず、誤解を招く恐れがある。また、次項で述べる「入道親王」（親王の位にあって出家した者）と区別するならば、新たな訳が必要である。

③上記の様に、平安中期に、出家後に親王宣下を受けた皇族を指すという先例ができ、その制度がある程度定着してゆく。この状況を表すのであれば、「tonsured titled prince」（出家した親王）と訳するのがより相応しい。

5) 入道親王

①「国史」は、「入道親王」を「親王の身位にあって出家した皇族の称呼」とする。平安時代中期までは、親王は出家すると品位を返上するのが通例で、一般には「入道親王」と呼ばれた。しかし、牛山によると、親王宣下後に出家してもその品位を維持し（つまり法親王の待遇を受け）、官僧として活動する例が11世紀頃から出てくるという。これらの例を基に「法親王」と「入道親王」の違いを簡単にまとめると次のようになる。法親王=出家後も親王身分を維持した皇子、又は出家後に親王宣下を受けた皇子。入道親王=以前は親王だったが、今は（品位を返上して）遁世している人。

②现阶段では対訳語はない。

③まず「入道」をどう英訳するかが問題である。「日国」では、「入道」の定義は、a. 「煩惱のけがれの無い無漏の悟りにはいること。」、b. 「転じて仏門にはいり、髪をそって、僧や尼になること。また、その人。」、c. 「特に日本では、落飾しているが在俗生活のまま、仏道の修行をしている者をもさした。」となっている。

現在グロッサリーに「novice」（未熟者・初心者・特にキリスト教で修練者という意）という対訳語がある。この表現を利用すると、入道親王は「novice and former titled prince」と訳せる。しかし、何の初心者か曖昧であり、仏教であることを示唆する必要がある。また、寺に入って本格的に修行を積む入道親王も存在したため、問題が残る。入道親王の対訳語は更なる検討を要する。

ところで、上の二つは男性を対象とするが、女性皇族の出家もある。これについての女性に対する待遇については、内親王には出家した後の正式な称号が与えられなかったため、今回のミーティングでは取り上げなかった。しかし、皇室メンバーの男女の歴史的地位の推移を考える上で、新たな視点からの史料用語の検討や研究が必要であろう。

⁷ 牛山佳幸「入道親王と法親王の関係について」『古代中世寺院組織の研究』吉川弘文館、1990年（初出1984年）。

2. 天皇の配偶者とそれに関する儀式

次に、天皇の配偶者について検討するが、その総称としての「キサキ」から考えたい。

1) キサキ

①片仮名の「キサキ」とは、皇后等の三后に加え女御・更衣を含む、より包括的な意味での天皇の正式な配偶者を意味する。天皇に複数の嫡妻（王后又は王妃の名称をもつ女性）が同時期に複数存在するという古代・中世の日本皇室の婚姻制度の特異性を示し、重要な研究用語の一つである。この状態を英語で表現すると、「primary wives of the prince / king / monarch」となる。同時代の他の東アジア諸国、例えば唐・宋代の中国では、一夫一妻多妾制（system of monogamy allowing concubines）であり、王の嫡妻は一人（primary wife of the prince / king / monarch）である。対訳語を検討する際にはこういった歴史的な社会制度への理解が不可欠である。つまり対訳語の模索は、日本の状況を東アジアの中で捉え、国際的議論を活性化させる上で有意義であり、今後も進めていくべきである。

②現在グロッサリー・データベースにはない。候補として「royal wives」が挙げられるが、王女が天皇家以外の者又は親王等の天皇以外の男性親族と結婚した場合も指してしまう。

③取り敢えず、天皇の複数の（妾ではなく正式な）妻という意味として、「primary wives of the monarch」を採用する。しかし、「wife」には正式な婚姻関係にないが性的関係がある女性を意味する場合があるので、今後さらなる検討が必要である⁸。

2-A. 后

2) 皇后・中宮

①「日国」や「国史」の辞書共に、天皇の嫡妻と定義する。

②「empress」という対訳語があるが、この語には「皇帝」（emperor）の夫人というニュアンスがある。「emperor」は、軍事力等を伴う強大な支配者のイメージが喚起されることもあり、前近代日本の天皇をどう捉えるかという議論とも関わり、「empress」は意見が別れる。「queen-consort」・「senior queen-consort」という対訳語がより適切であろう。

③なお、この2）とつづく3）・4）の総称である三后については、「main consort of the monarch」という訳語もありうるだろう。

3) 皇太后

①本来は天皇の生母で、先天皇の皇后であったが、その制度は崩れていく。「国史」によると、「平安時代以降、皇太后・皇后など併存のとき新後の冊立をみると、順次その身位を転上」するようになり、また女御から皇太后になる例や出家後に皇太后になる例も現れ、令制の原則には従わなくなつたという。

②「grand queen-consort」・「Empress Mother」・「Grand Empress」・「dowager queen-

⁸ 「OED」はwifeの定義の一つとして「A woman who has a long-term sexual relationship with a man to whom she is not married」を挙げる。

consort」がある⁹。但し、皇太后が必ずしも天皇生母でないため、これらの対訳語のうち「Empress Mother」については、実態と齟齬が生じる場合がある。また、「dowager」の定義には「未亡人」が含まれ、その使用例の中に「dowager-queen」が挙げられており、「dowager queen-consort」が全て未亡人だという印象を与えることが危惧される¹⁰。

③今回は成案を出すに至らなかった。今後の検討が必要であろう。

4) 太皇太后

①「国史」は「太皇太后」の意味として、a. 「天皇の祖母で后位に登った者」という律令制の定義に加え、b. 「皇后・皇太后が併立しているとき、さらに新後の冊立が行われると順次身位を転上し、皇后は皇太后に、皇太后は太皇太后に、さらに太皇太后は女院となった。」を挙げる。また「日国」は「先々代の天皇の皇后」という定義を挙げる。つまり、天皇祖母には限定できない。

②上記の a. を英訳すると、少し長くなるが「*tennō's grandmother who had already attained a queen-consort position*」となる。しかし、この訳は律令制に基づくものであり、平安・鎌倉期の実情には必ずしも当てはまらない。

栄花物語英訳やUSC漢文ワークショップによる「皇太后」の対訳語それぞれに「senior」を付けた、「Senior Grand Empress」と「senior grand queen-consort」が存在する。これらは、先の皇太后で、その一つ上の位になったという意味合いの訳になっている。つまり。上記のような幅広い定義を包含していると言えよう。

③歴史的状況に合わせて上記の対訳語を使い分けるべきである。また、「皇太后」の対訳語によっては「senior」を付けるだけでは解決しない場合も考えられ、注意が必要である。

2-B. 三后以外のキサキ

5) 女御

①「国史」や「日国」によると、天皇・上皇・皇太子のキサキとして平安時代に発展した後宮女官制度の一つで、皇后・中宮の下で更衣の上位置する者に与えられた名称である。

②「consort」や「junior consort」という対訳語は意味が漠然としており、天皇をはじめとする王家メンバーの配偶者で、尚且つ皇后・中宮の下に位置することを明確に示せていない¹¹。「imperial concubine」という対訳語も存在するが、正妻と著しく身分を異とする「妾」を示す「concubine」という表現は不適切である¹²。

⁹ 2007年南カリフォルニア大学漢文ワークショップ及び以下参照。McCullough and McCullough, 2; *The Tale of Genji*, trans. Royall Tyler (New York: Viking Penguin, 2001); H. Paul Varley, *A Chronicle of Gods and Sovereigns: Jinnō Shōtōki of Kitabatake Chikafusa* (New York: Columbia University Press, 1980).

¹⁰ 「OED」参照。

¹¹ Yoshie Akiko, "Gender in Early Classical Japan: Marriage, Leadership, and Political Status in Village and Palace," *Monumenta Nipponica* 60, no. 4 (2005); Tyler; McCullough and McCullough.

¹² 「OED」による「concubine」の定義は「A woman who cohabits with a man without being his wife; a kept mistress」である。

③上記の問題を踏まえると、「royal junior consort」（天皇の配偶者で下位の者）という対訳語がより適切であろう。しかし、「consort」は基本的にジェンダー・ニュートラルな語で男性である配偶者も指せるため「queen」を追加すべきだが、それだとかなり長い熟語になってしまう。また、上下関係を示す「senior」・「junior」という表現が現状を正確に表しているか、下記の更衣の対訳語との兼ね合いはどうするかについても、更なる検討が必要である。

6) 更衣

①女御と同様に後宮女官制度の一つだが、身分としては女御の下に位置する。天皇の衣替えに奉仕する役を勤めたことから更衣と呼ばれたが、平安初期には地位が向上してキサキの呼称となり、五位又は四位にまで進むこともあった¹³。

②「royal concubine」があるが、「女御」の項目で指摘した様に、妾を示すconcubineという表現は不適切である。「intimate」という訳も存在するが、この語には「親密な（時には性的関係を暗示する）関係」というニュアンスがある。どちらもキサキという意味が含まれず、採用できない¹⁴。

③他のキサキより下のランクに位置するということで、「lower-ranking royal consort」という対訳語が追加されたが、consortという語はジェンダーが不明確であるという問題が残る。また、女官の性格を帯びていた可能性を考慮すると、「female official」を基に対訳語を作成できる可能性もある。

2-C. 后妃に関する用語

次に、称号ではないが、皇妃に関する対訳語を二つ紹介する。

7) 立后

①三后を正式に定めること¹⁵。

②「立后儀」の対訳語として、后位を授ける儀式という意味の「investiture of an Empress」が存在する¹⁶。

③后位につける、又はその位に任命する儀式という意の「ceremony for inaugurating a queen-consort」や、后を立てる儀式という意の「ceremony for establishing a queen-consort」という訳も可能である。

8) 女房装束

①「宮廷奉仕の女房の服装」であるが、立后時の皇后の服装としても使われる。

②対訳語はない。

③女房の装束という意味で訳した場合、立后時の皇后の服装を説明する際には誤解を招く。「朝廷での女性の正装」という意味で、より包括的なニュアンスを出せる「women's court attire」

¹³ 「国史」・「日国」・『全文全訳古語辞典』等を参照。

¹⁴ Yoshie Akiko; Tyler.

¹⁵ 「国史」・「日国」等を参照。

¹⁶ McCullough and McCullough, 2.

という対訳語が可能だろう。

3. 後の地位に関連するその他の称号

次に、院・女院をはじめ、皇族に与えられたその他の称号の対訳語を検討する。これらは歴史上、重要な用語であるが、歴史的な変化により、本来の語義や実態から変化して、きわめて多義的になっている。その代表が前述の「女院」であり、対訳語の困難さは理解いただけるものと思う。

1) 女院

(前掲につき省略)

2) 准后 (准三后又は准三宮)

①三后に准じ、「皇族・公卿・僧侶などに年官・年爵・封戸などを賜い、経済的に優遇する法」制度、またはその称号を受けた者を指す¹⁷。

②グロッサリー・データベースに対訳語はないが、「Honorary rank granted to one of non-imperial descent, designating that they receive treatment comparable to an emperor」という説明文は存在する¹⁸。しかしこれだと、皇統に属さない者に天皇に相当する待遇を与えることを意味し、准后が皇族にも与えられたことや、天皇ではなく三后に准じる尊号であったことを考えると、検討が必要である。

③地位を指す場合は、后位に相当する (equivalent) というニュアンスから「status equivalent to a queen-consort」と訳せるが、全く同等ではないため、「status almost equivalent to a queen-consort」とした方がよいかもかもしれない。人を指す場合は、「後の権利と類似した特権を授けられた男性又は女性」という意で「someone (either male or female) who received prerogatives similar to those of a queen-consort」と訳すことにした。但し、後者はその長さゆえに実用的でないという問題がある。

3) 准母

①「日国」によると、「天皇生母に準じる立場にあることを公的に認められた女性」と定義され、また「国史」によると、「准母となったのは、父皇の嫡妻または父皇ではない先代の嫡妻と、天皇の姉または姑 (おば) にあたる未婚の内親王と」に大別できるとする。

②「Sovereign's Mother by Legal Fiction」又は「Ex-Sovereign's Mother by Legal Fiction」という対訳語が存在する¹⁹。

③「quasi-mother of the monarch」という案が出たが、「quasi-」には、「外見上の、うわべだけの」というニュアンスがあり、誤解を招く恐れがある。これに対し、「equivalent mother of the

¹⁷ 「国史」・「日国」等参照。

¹⁸ Thomas Donald Conlan, *From Sovereign to Symbol: An Age of Ritual Determinism in Fourteenth Century Japan* (Oxford: Oxford University Press, 2011).

¹⁹ Robert Karl Reischauer and Jean Reischauer, *Early Japanese History, C. 40 B.C.-A.D. 1167*, vol. Part B (Princeton: Princeton University Press, 1937).

monarch]と「designate mother of the monarch」という対訳語が挙げられた。まず「equivalent」は「同等の」という意で、天皇生母に准えるという状況をより明確に表す。「designate」は、特定の役職に指名されたというニュアンスを持ち、生母に代わって幼少の天皇をサポートしたり、儀式に参加したりする准母の役割や立場をより適切に表している。ということで、「designate mother of the monarch」と「equivalent mother of the monarch」の二つを追加することにした。

IV. 終わりに

以上の実例に見られる様に、グロッサリー・データベースは、対訳語を一つに絞るのではなく、多くの翻訳の可能性を提示することを目指してきた。改善する際にも、過去の対訳語を批判的に検討しつつもそれらを保存し、新たなオプションを加えていく姿勢を取ってきた。そうすることで、今後も歴史的推移による史料・研究用語の意味の変化を反映するとともに、本データベースのユーザーに数ある対訳語の中からより適するものを吟味・選択する機会を提供することを目指したいと思う。

今回の報告では、前近代日本皇室制度に関する対訳語の考察を通して、女性・ジェンダー史を視野に入れたデータベース・コンテンツの改良・拡大の重要性を示した。例えば、「皇后」等、前近代日本の婚姻制度を示す語は、同時代の中国の法律や制度を取り入れながら発展を遂げたが、その制度及び用語の指すところは必ずしも中国のそれと一致しない。そういった変遷を遂げる用語を翻訳する際は、史料に現れる漢字熟語をそのまま使う場合には起きにくい問題を考慮しなくてはいけない。直訳では意味が通じないことが多く、言葉の定義や歴史的状況の変化をどう訳に反映させるか検討しなくてはならない。しかし、対訳語を模索することを通して、他の東アジアにおける皇・王室を構成するメンバーの宗教的・政治的役割やジェンダー的力関係について新たな研究課題やより深い理解を得られるチャンスが与えられる。

現在日本や北アメリカの歴史学界では、翻訳は業績になりにくく、その作業を推進することが難しい傾向にある。しかし、上記の様に、翻訳作業を通して今まで見えなかったことに気づかされたり、新たな研究トピックの発見に結びつくことは多々ある。今回のコンテンツの改良・拡大が世界の研究者達との意見交換や解釈の比較検討をする機会を増やし、また各ユーザーの研究や学習に役立つことを願って拙稿を終えたい。

なお本論文は、東京大学史料編纂所2017・2018年度一般共同研究「日本史用語グロッサリーの蓄積と改良にむけて」の成果である。

英語の参考文献

Conlan, Thomas Donald. *From Sovereign to Symbol: An Age of Ritual Determinism in Fourteenth Century Japan*. Oxford: Oxford University Press, 2011.

Ijūin Yōko, Yoshie Akiko, and Joan R. Piggott. "Gender in the Japanese Administrative Code: Part 2: Laws on Officials in the Back Palace (1)." *Journal of the Historical Association of Senshu University* 55 (2013): 1-58.

McCullough, William H., and Helen Graig McCullough. *A Tale of Flowering Fortunes: Annals of Japanese Aristocratic Life in the Heian Period*. 2 vols. Stanford: Stanford University Press, 1980.

Reischauer, Robert Karl, and Jean Reischauer. *Early Japanese History, C. 40 B.C.-A.D. 1167*. Vol. Part B, Princeton: Princeton University Press, 1937.

Kawai, Sachiko. "Dissertation: Power of the Purse: Estates and the Religio-Political Influence of Japanese Royal

- Women—1100-1300.” University of Southern California, 2015.
- The Tale of Genji*. Translated by Royall Tyler. New York: Viking Penguin, 2001.
- Varley, H. Paul. *A Chronicle of Gods and Sovereigns: Jinnō Shōtōki of Kitabatake Chikafusa*. New York: Columbia University Press, 1980.
- Yoshie Akiko. “Gender in Early Classical Japan: Marriage, Leadership, and Political Status in Village and Palace.” *Monumenta Nipponica* 60, no. 4 (2005): 437-79.
- Yoshie Akiko, Ijūin Yōko, and Joan R. Piggott. “Gender in the Japanese Administrative Code: Part 1: Laws on Residence Units.” *Teikyo Journal of History* 28 (2013): 418-317.